

為替特約付外貨定期預金「夢小町」のご案内  
第280回

|        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 募集期間   | 2024年3月13日(水)～2024年3月21日(木) |
| 預入期間   | 2024年3月25日(月)～2024年6月14日(金) |
| お預入れ金額 | 1,000通貨以上(1セント単位)           |
| 判定日時   | 2024年6月12日(水) 午後3時          |

| 通貨  | 募集コード  | 利率(外貨ベース・税引前) | 消滅条件相場 | 預入相場   | 判定相場 | 判定結果 |
|-----|--------|---------------|--------|--------|------|------|
| 米ドル | 01-006 | 年4.25%        | 145.43 | 151.43 |      | 判定前  |
| 豪ドル | 01-104 | 年3.25%        | 94.64  | 98.64  |      | 判定前  |

為替特約付外貨定期預金に関する確認事項

- 為替特約が成立した場合には、預入相場と同一相場による円貨での払戻しとなり為替変動リスクは回避できますが、反面円安による為替差益を得ることはできません。
  - 為替特約が消滅した場合には、外貨での払戻しとなり、円貨に転換する際の相場が預入相場よりも円高の場合、円貨ベースで元本割れとなるリスクがあります。
  - 外貨での受け取りとなり、受け取った外貨を円にする場合には手数料(米ドルの場合1米ドルあたり1円、オーストラリアドルの場合1オーストラリアドルあたり2円)がかかります(手数料分を含んだ為替相場である当行所定のTTBを適用します)
  - この預金は「預金保険制度」の対象外の商品です。
  - この預金は預入日までの市場環境の急激な変化によっては、申込を受けてからの預入日までの間に本申込をお受けできなくなる場合があります。
  - 円預金からの預入の場合、米ドルは預入日の午前10時頃、オーストラリアドルは預入日の午前11時頃に決定する当行仲値により外貨に交換する円資金が確定します。したがって、申込日から預入日までの間に為替相場が大きく変動した場合には、実際の預入円貨額が申込時想定していた預入円貨額と大きく変更になる場合があります。
  - この預金は、満期日前に中途解約することはできません。
  - お申込のキャンセルは預入日の前営業日の午後4時までは可能ですが、それ以降のキャンセルや、指定の預入代り金引落指定口座にこの預金を作成するための残高が不足していたため、この預金を作成できなかった場合には、それにともなう損害金その他関係費用をご負担いただく場合があります。
- ※当行がやむを得ないものと認めて、お申込の撤回、中途解約(および約定を変更)する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について、当該通貨の解約日における普通預金金利が適用されます。さらに以下の考え方により求めた金額を上限とした清算金をお支払いいただく場合があります、その結果元本割れが生じるリスクを有します。
- [清算金の考え方] 中途解約(またはお申込の撤回)時点で、当行はその契約上の地位(すなわち、預金契約の権利・義務)を失うことにより、その地位に伴う経済的利益を失うことによる損害を負うことになります。この場合、当行が、外貨/円外国為替市場・外貨資金市場・通貨オプション市場において、当該為替特約付外貨定期預金に内包される約定の解除、または約定内容の変更に関わる外国為替・外貨預金および通貨オプション取引の反対売買を、約定の解除または約定内容の変更時点において行うことにより、各取引の損益を通算した結果、当行に生ずる実際の(あるいは想定される)損害および費用(円貨に換算したもの)。
- お預入れ・お引出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。
- ※くわしくは商品説明書をご参照ください
- ※ 課税関係について(為替差益をはじめ会計税務処理については会計士・税理士等にご相談ください。)
- <個人のお客さまへ>
- お利息は「利子所得」となり、国税15%、地方税5%の源泉分離課税となります。
  - 為替差益は「雑所得」となり、総合課税が適用されます。なお、給与所得者は年間給与収入が2,000万円以下で、給与所得や退職所得以外の他の所得の合計額が20万円以下の場合は確定申告の必要がありません。また為替差損は、その他黒字の雑所得から控除ができます。
- <法人のお客さまへ>
- お利息は総合課税となります。
- ※平成25年1月1日以降にお利息をお受け取りの場合、当該利息計算期間全てのお利息に対する所得税額に復興特別税が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。

本書面に関するお問い合わせはお取引店またはフリーダイヤル(0120-667-065)へご照会ください。